

PCT NEWSLETTER

–日本語抄訳–

2014年5月号 | No. 5/2014

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（www.wipo.int/pct/en/newslett）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

国際出願の電子出願及び手続

フィンランド：ePCTパイロット版によるフィンランド特許登録庁に対するePCT出願

受理官庁としてのフィンランド特許登録庁（RO/FI）は、PCT-SAFE 及び EPO オンライン出願に加え、2014年4月14日からePCT出願を受入れることを国際事務局（IB）に通知しました。これにより、ePCT出願が可能な受理官庁の数は5となりました。

電子形式による国際出願の提出に関するRO/FIの詳細は2014年5月1日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

ePCT出願は、電子証明書で認証されたWIPOユーザアカウントで利用可能なePCTプライベートサービスから行えます。ご利用は下記リンク先のePCTポータルサイトからどうぞ。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

また、上記リンク先からWIPOユーザアカウントの作成とWIPO電子証明書の入手も可能です。ePCTポータルサイトの“Try ePCT in DEMO mode”（ePCTデモ版）のリンクからデモ出願も可能です。

PCT-SAFEソフトウェアを利用した国際出願とePCT出願を利用した国際出願の違いについては本号の“実務アドバイス”をご覧ください。

（PCT出願人の手引 附属書C（FI）が更新されました。）

電子形式の国際出願に関する要件及び実務

オーストラリア

オーストラリア特許庁は2014年4月14日からePCT出願を受入れましたが（PCT Newsletter 2014年3月号参照）、電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細についての新しい通知が2014年4月10日付けの公示（PCT公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

国際事務局

受理官庁としての国際事務局は 2013 年 10 月 11 日から ePCT 出願を受入れましたが（PCT Newsletter 2013 年 10 月号参照）、電子形式の国際出願に関する要件及び実務の詳細についての新しい通知が 2014 年 5 月 8 日付けの公示（PCT 公報）に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/officialnotices.pdf

欧州特許庁：eOLF ユーザ向け新しい機能の導入

欧州特許庁（EPO）は、EPO オンライン出願ソフト（eOLF）に新しい機能を導入したことを 2014 年 4 月 22 日に IB に通知しました。この新しい機能は eOLF のユーザが PCT に関する中間書類の提出や PCT のすべての手続き（国際予備審査請求を除く）に関する手数料の EPO（受理官庁、国際調査機関、補充国際調査機関、国際予備審査機関として）に対する支払いを可能にします。“PCT-DEMAND（PCT 国際予備審査請求）” プラグインソフトウェアは現在準備中です。

詳細は EPO のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.epo.org/applying/online-services/online-filing/documentation.html>

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）

WIPO 優先権書類デジタルアクセスサービス（DAS）を利用することにより、PCT 出願人は、先の出願の謄本を出願人自身が国際事務局（IB）に提出、又は、PCT 出願の受理官庁として行動する官庁に対して先の出願を出願している場合に、先の出願の謄本を作成し IB に送付するよう当該受理官庁に対して請求するといった手段に代えて、優先権書類として利用する先の出願の謄本を DAS から取得するよう IB に対して請求することが可能です。2012 年 7 月 1 日から、アクセスコードを用いることによって官庁が DAS から優先権書類を取得する新たな手続き（新ルート）が導入されました。出願人は、第二国の官庁に優先権書類を取得するための権限を付与する複雑な手続きに代わり、当該アクセスコードを第二国の官庁に直接提供することができます。

韓国知的所有権庁

韓国知的所有権庁は、2014 年 1 月 14 日から、2012 年 7 月 1 日に施行した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12 に従い、新ルートによって“depositing Office”（第 1 国官庁）及び“accessing Office”（第 2 国官庁）として優先権書類の受け渡しを行う旨、IB に通報しました。さらに 2014 年 1 月 14 日から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用しています。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#korea>

スウェーデン特許登録庁

スウェーデン特許登録庁は、2014 年 7 月 1 日から、2012 年 7 月 1 日に施行した改正枠組み規定の paragraph 10 及び 12 に従い、新ルートによって“depositing Office”（第 1 国官庁）と同様に（当該官庁はすでに 2011 年 11 月 1 日から第 1 国官庁として行動している）

“accessing Office”（第2国官庁）として優先権書類の受け渡しを行う旨、IBに通報しました。さらに2014年7月1日から、多くの技術的及び運用上のオプションを採用します。詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.wipo.int/das/en/notifications.html#sweden>

リトアニア：PCT 経由の国内ルートの閉鎖についてのお知らせ

PCT Newsletter 2012年2月号でお知らせしたように、リトアニアは2014年9月4日付けでPCT 経由の国内ルートを閉鎖します。したがって、その日以降、リトアニアへ国内段階移行することができないので、リトアニアでの保護を希望する出願人は欧州特許庁に対して広域段階に移行することになります。なお、リトアニアは2004年12月1日付けで欧州特許条約（EPC）に加盟したので、その日以降の国際出願は自動的に欧州特許のためのリトアニアの指定を含みます。

現在、国際出願はEPCの加盟国であって国内ルートを閉鎖した、欧州特許のみのための以下の国の指定を含みます：ベルギー、キプロス、フランス、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、マルタ、モナコ、オランダ、スロベニア

特定のPCT 様式の修正

2014年7月1日発効のPCT 様式が作成されました。

- PCT/RO/158（優先権の回復請求を拒否する用意がある旨の通知及び／又は申立てその他の証拠の提出命令）
- PCT/RO/159（優先権の回復請求についての決定通知書）
- PCT/ISA/220（国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の決定の送付の通知書）
- PCT/IPEA/409（特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章））

様式PCT/RO/158と様式PCT/RO/159の修正は、優先権の回復の請求を拒否しようとする際の様々な理由の定義を明確にすることを目的としています。また、PCT/RO/158に、優先権の主張の回復の請求がなされたことに関して優先権の主張を追加することを求めるチェックボックスが設けられました。様式PCT/ISA/220には、補充国際調査請求の期限と手続きについてのお知らせが追加されました。

様式PCT/IPEA/409の修正は、2014年7月1日に発効するPCT 規則改正に基づき行われたもので、PCT 規則66.1の3に基づき国際予備審査機関（IPEA）により行われるトップアップサーチに関します。IPEAが、トップアップサーチが行われた日及び関連する文献を発見したかどうかについて又は有益な目的に資さないためトップアップサーチが行われなかった旨を表示するための新しい項目（項目6）を第1欄に設けました。

修正された様式はPDF形式の英語版、仏語版が下記のリンク先から参照できます。

（英語）http://www.wipo.int/pct/en/forms/july_2014/index.html

（仏語）http://www.wipo.int/pct/fr/forms/july_2014/index.html

PCT 最新情報

AP : アフリカ広域知的所有権機関 (E メールアドレス)
AU : オーストラリア (通信手段)
CN : 中国 (国内段階移行の特別な要件)
DE : ドイツ (保護の種類、国内段階移行の特別な要件)
FI : フィンランド (変換前のフォーマットの出願書類の提出、ヌクレオチド及び/またはアミノ酸の配列リストの提出)
IT : イタリア (要求する写しの部数、手数料、代理人に関する要件)
JP : 日本 (手数料)

日本国特許庁は、受理官庁としての当該官庁に支払う送付手数料について以下の場合に軽減します。

事業開始後 10 年未満の個人事業主若しくは中小企業又は小規模企業によって提出された日本語出願の場合、当該手数料の 2/3 を減額する。詳細は次のウェブサイトを参照。
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm

また、指定 (又は選択) 官庁としての当該官庁は審査請求料の軽減に関する以下の情報を通知しました。

国際調査報告が作成された場合、審査請求料は軽減される。さらに、個人や中小企業、小規模企業、大学やその他特定の企業は軽減を受けられる。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (JP) の脚注と国内段階 (JP) の概要が更新されました。)

KR : 大韓民国 (電話番号、手数料)
MG : マダガスカル (所在地、電話番号、E メールとインターネットアドレス)
NL : オランダ (官庁の名称、電話番号、E メールとインターネットアドレス)
NO : ノルウェー (手数料)
SE : スウェーデン (国際公開後の仮保護、国際出願の翻訳に関する要件、国際出願の写しの提出)
SG : シンガポール (国内段階移行期限)

調査手数料 (日本国特許庁)

予備審査手数料 (日本国特許庁)

日本国特許庁は当該官庁へ支払う国際調査及び国際予備審査に関する手数料を以下の場合に軽減します。

事業開始後 10 年未満の個人事業主若しくは中小企業又は小規模企業によって提出された日本語出願の場合、当該手数料の 2/3 を減額する。詳細は次のウェブサイトを参照。

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm

(PCT 出願人の手引 附属書 D (JP) 及び附属書 E (JP) の脚注が更新されました。)

実務アドバイス

誤植

PCT Newsletter 2014年4月号の“実務アドバイス”における、質問(2)とその回答の最後の2つの文において、「EP 指定」とあるのは「欧州特許のための指定」とご理解ください。

国際出願を電子的に出願する際に利用する PCT-SAFE と ePCT 出願の違い

Q: オーストラリアの特許事務所に勤めている者です。当事務所は PCT-SAFE を利用して PCT 国際出願を準備し出願しています。しかし、現在、国際出願を ePCT 出願で（受理官庁としての国際事務局と同様に）受理官庁としてのオーストラリア特許庁に出願することが可能ということがわかりました。これら二つの電子出願はいったい何が違うのでしょうか。

A: PCT-SAFE は、2003 年から利用可能となり、個々のユーザ端末に PCT-SAFE ソフトをインストールして利用します。このソフトは、例えば手数料の額や、管轄官庁といった参照情報を含み、原則年 4 回アップデートされます。ユーザの多くは、使用するコンピュータのソフトをアップデートする際に必要な管理者権限を与えられていないことが多く、出願時にも最新版のソフトを使用しているとは限りません。PCT 出願のオンラインでの提出時点まで、インターネットへの接続は要求されません。

ePCT 出願は、ePCT プライベートサービスを利用してウェブ上で国際出願を準備し出願するものであり、すべて国際事務局（IB）で処理されております。適当なウェブブラウザがあり WIPO 電子証明書を手済みであれば、ご利用のコンピュータに特別なソフトをインストールする必要はなく直接オンラインで作業できます。参照情報は IB で管理する最新のものであり、IB から変更について通知された後、速やかにアップデートされます。

ePCT 出願は、PCT-SAFE よりも優れた確認機能を有しています。ePCT 出願を利用して国際出願を準備すれば、ほとんどの形式的な間違いや物理的欠陥は出願前に検出され、出願人により修正可能となります。また、ePCT では IB が使用する IT システムから出願に関するデータや書類を確認することになるので、ePCT で表示されるものと IB で受領するものとの間に相違がなく、安心してご利用いただけます。

ePCT 出願を利用すると、国際出願は提出前に ePCT アカウントと関連付けられ、必要に応じ、出願前にアクセス権を関係者に与えることが可能です。その結果、オンラインで一件書類を確認したり、出願の現状状況についての通知を受けたりするために、IB に対して別個にアクセス権を請求する必要はなく、出願後の当該出願に関するアクセスは既に確立されています。PCT-SAFE と同様に、ePCT 出願はアドレス帳機能を有し、PCT-SAFE アドレス帳データを ePCT にインポートすることも可能です。このアドレス帳は複数のユーザにより共有が可能です。

IB はユーザの皆様、可能なときはいつでも ePCT 出願を利用し始めることをお勧めしています。この記事を書いている時点で、ePCT 出願による国際出願を受け付けている官庁は、オーストラリア、オーストリア、フィンランド、スウェーデン、および IB といった受理官庁です。しかし、いかなる PCT 締約国の居住者及び／又は国民である出願人も IB に対して国際出願を提出する資格があるので、国の安全に関する規定を満たしている場合に限り、ePCT 出願はすべての出願人が RO/IB に対して利用可能です。

RO/IB やオーストラリア特許庁のようにホストサーバを利用する官庁に対して出願する際、出願の全内容は通常、出願後すぐにオンラインで利用可能です。しかし、スウェーデン特許登録庁のように、独自の電子出願サーバを管理している受理官庁の場合には、当該受理官庁が IB に対して記録原本を送付するまでは、提出された出願の全内容はオンラインで利用可能とはなりません。ePCT で出願時のままのものを確認できます。受理官庁、国際調査機関 (ISA)、又は、国際予備審査機関 (IPEA) が許可すれば (IB は、RO、ISA 及び IPEA としてのオーストラリア特許庁において可能なものが、他の官庁において今後増加することを期待しています)、郵送したり、ファックスしたり、さらには、別個のオンラインアカウントを持つ必要も無く、同じ ePCT インターフェイスからこれらの官庁に対して中間書類をアップロードすることができます。

差し当たり PCT-SAFE を利用し続ける場合であっても、ePCT プライベートサービスが役立ちます。例えば、国際出願に関する eOwnership を有していれば、当該国際出願のファイルにアクセスしたり、当該国際出願に関するさまざまなアクション機能を実行したりすることができます。ePCT から得られる ePCT カスタマーID と一回限りの eOwnership コードを提供することにより、出願時に eOwnership を請求することができます。“Assign eOwnership in ePCT at the time of filing (出願時に ePCT の eOwnership を割り当てる)” というユーザガイドを含む PCT-SAFE の利用に関するさらなる情報については下記のサイトをご覧ください。

http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/user_documentation.htm

PCT-SAFE も ePCT 出願も、同様に国際出願手数料が減額されます。下記リンク先の手数料表の項目 4 をご覧ください。

http://www.wipo.int/pct/en/texts/rules/rtax.htm#_S

PCT-SAFE で国際出願を提出し続けても問題ありませんが、ePCT 出願を利用することで多くのメリットを享受できますので、IB は可能な限りすべての PCT ユーザが ePCT 出願に移行するようお勧めしています。

出願人が ePCT 出願システムを体験できるように ePCT 出願のデモ版を用意し、適宜 ePCT 出願に移行できるように配慮しています。詳細は ePCT ポータルをご覧ください。

<https://pct.wipo.int/ePCT>

あるいは、下記の PCT 電子サービス Help Desk にお問い合わせください。

電子メール: epct@wipo.int

電話番号: (+41-22)338 9523

以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧